

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市入札監視委員会	
開催日時	令和7年8月7日（木） 午前9時から午前11時00分まで	
開催場所	朝霞市役所 本館4階 401会議室	
出席者の職・氏名	委員3人（児玉委員長、佐久間委員、長瀬委員） 事務局4人（丸山契約検査課長、高橋主幹兼課長補佐、細田係長、中島主任） 地域づくり支援課4人（中川部次長兼課長、関係長、飯沼主査、晴枝主任） 危機管理室2人（浅川室長補佐、千葉係長） 生涯学習・スポーツ課4人（長谷部次長兼課長、高橋課長補佐、荒井係長、秋山係長）	
欠席者の職・氏名	欠席者なし	
議題	1 入札等の審議について 2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について 3 次回の会議等について	
会議資料	抽出案件説明書 入札及び契約手続きの運用状況の報告	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

- ・ 会議公開の決定
- ・ 傍聴者の有無の確認
- ・ 各委員の除斥確認

【議題 1 入札等の審議について】

案件名：市民会館吸収式冷温水機更新工事
仲町市民センター大規模改修工事監理業務委託
※ 2 件で一括案件とする。
(担当課：地域づくり支援課)

随意契約に関する事項及び業務内容について、担当課から説明。

(長瀬委員)

市民会館吸収式冷温水機更新工事は、2 台ある温水機のうち 1 台が故障したということか。この 2 台というのは同じ時期に設置されたものか。

(晴枝主任)

そのとおりである。

(長瀬委員)

2 台入れたということは、本来は 2 台必要ということで、1 台壊れており 1 台だけでなんとかしているという状況ということか。

(晴枝主任)

そのとおりである。負担軽減のため交互に稼働しているものである。

(長瀬委員)

承知した。

予定価格と契約金額を比べると差がある印象を受けたがこれは何か理由があるのか。

(関係長)

今回、参考見積を徴した上で設計し、随意契約をしている。その際には、金額としては、導入するものについては定価の金額であった。発注し、契約をするために見積もりを徴した際に、値下げされた金額が出てきた。業者に理由を確認したところ機械を導入する際は、定価で仕入れるのではなく、値下げされた金額で仕入れられて、それを設置するという流れになるため、金額は値下がりしたものとなった。

(佐久間委員)

予定価格を算定するときに見積もりを貰うとしたら、これは日立ビルシステムから貰っているということか。こちらは定価で書いてあるけど、基本的にはかなり安い価格で

ということになるのか。

安い価格で契約ができたということは非常にいいことであるが、予定価格がそのような価格で設定していて問題ないのか。4, 980万円に対しては適正価格と認められますと書いてあるので、これは予定価格が適正じゃなかったということをここで言っているようなものではないかと思うが。

(児玉委員長)

関連して私から伺うが、元々2機あるうちの1機が壊れたということで、今回、修理するのは1機で、元々のシステムが日立ビルシステムだったということなので、それはもう日立でしかできない感じということによいか。

(晴枝主任)

今回交換したものが熱源というところで、例えば、制御盤や熱源から発生した暖かい風や冷たい風というのが全て1つのシステムになっており、そのうちの一部を交換したというイメージであるため、日立ビルシステムにしかできないという判断で工事を実施した。

(児玉委員長)

承知した。

佐久間委員への回答はどうか。

(関係長)

予定価格については、我々地域づくり支援課とは別に財産管理課の方にも相談をしながら積算をしており、結論として設計金額及び予定価格についてはこの金額で問題がないものと認識している。

(児玉委員長)

承知した。

それでは、仲町市民センター大規模改修工事監理業務委託について質問等をお願いしたい。

(長瀬委員)

工事の監理というのは具体的に何をするものなのか。

(飯沼主査)

この工事の監理は、市と施工業者の間に入り打合せ等の調整を行うことや、施工業者から提出される部材や建築資材等の納入仕様書の確認及びその承諾を行った。このほかにアスベスト除去工事などの重要な工事について現地立会いをし、検査の実施をした。

(長瀬委員)

承知した。

(佐久間委員)

この工事を設計した業者が監理業務を辞退するということはよくあることなのか。

(飯沼主査)

今回のケースは、特殊な形になると思うが、元々この仲町市民センター大規模改修工事を設計した事業者である協同組合が解散してしまい、あまり多くある事例ではないと思うが、組合員であった設計業務を実際に行っていた事業者に、今回の監理業務を委託しようと考えたが、人員不足を理由に辞退されたという案件である。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

業者は、工事を施工する事業者と市の間に入る認識でよいか。

(飯沼主査)

そのとおりである。

(児玉委員長)

今回、辞退されたというのは、その間を取り持つ業者が辞退したということで、工事自体はそのままということか。

(飯沼主査)

そのとおりである。

(児玉委員長)

承知した。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

案件名：朝霞市災害用備蓄食料購入
避難所用備蓄物資購入
青色防犯パトロールカー運行業務委託
消防団防火衣等購入
※4件で一括案件とする。
(担当課：危機管理室)

入札に関する事項について、事務局から説明。

業務内容について、担当課から説明。

随意契約に関する事項及び業務内容について、担当課から説明。

(児玉委員長)

朝霞市災害用備蓄食料購入と避難所用備蓄物資購入について、条件はほぼ同じで、入札された3者の方々は同じであり、4者目だけが異なる業者を指名していると思うが、選定の理由について伺いたい。

(高橋主幹兼課長補佐)

これまでの応札実績や他自治体での受注実績等を勘案して、業者を選定している。委

員長からの質問は、株式会社オリエントサービス埼玉支店と株式会社ラビックスの2者についてだと思うが、両方とも市内業者であり、市内業者の育成という点を鑑みてなるべく市内業者から選定するようにしている。10月に入札を行ったところ、朝霞市災害用備蓄食料購入において、株式会社オリエントサービス埼玉支店が辞退したということで、避難所用備蓄物資購入の案件については業者を入れ替えた。

(児玉委員長)

承知した。

(佐久間委員)

青色防犯パトロールカー運航業務委託について、こちらは5者指名しているが、2番目と3番目の業者の入札金額が予定価格と一致しているというのは、この設計金額を算出する際に、この2者から見積もりを取っていたのか。それとも偶然一致しているものか。

(千葉係長)

この2者から見積もりを取っていないので、偶然の一致になっていると推察する。

(丸山課長)

補足として朝霞市は設計額を事前公表しているため、その額で業者が応札されたのではないかと推察する。

(長瀬委員)

4案件の契約業者の名前を見ると、株式会社サイボウは随分契約されているように思うが、これは何か理由があるのか。偶然落札し、契約したものなのか。

(高橋主幹兼課長補佐)

株式会社サイボウが多数受注している理由について、何か理由があるのかという質問だと思うが、参考に他自治体での実績等を調べてみたところ、例えば、志木市や川島町においてもやはり同じように災害備品の購入や備蓄食料の案件は当該業者が落札しており、県内でも幅広く受注しているのではないかと印象を受けている。

(長瀬委員)

承知した。

(佐久間委員)

消防団防火衣等購入について、プロポーザル方式等実施状況シートを見ると、参加業者数に4と記載があるが。この4というのはどういう意味か。4者でプレゼンを行ったということか。

(浅川補佐)

一般公募型で行い、応募及びプレゼンを行った業者数が4者であったということである。

(佐久間委員)

そうすると、4者がそれぞれプロポーザル方式で提案し、そこで提案の結果、株式会社

サイボウとなったので、あとは見積もりがいくらなのかというような形。だからこの案件は1者だけが見積もりを入れているということか。

（千葉係長）

契約までの流れとして、まず、プロポーザルで提案をいただき審査する際には、当然、金額を含めた内容を総合的に提案していただき、それに対して採点を行っている。その中で株式会社サイボウの提案が一番優れているという採点結果になったため、その結果を受けて当該業者と見積もり合わせを行ったという流れである。金額を含めて提案というのは参加した4者全てからいただいているという形である。

（佐久間委員）

承知した。

金額的な話をすると、ほかの業者の金額の方が低い場合もあるかもしれないが、株式会社サイボウの提案が一番よかったということでよいのか。

（千葉係長）

そのとおりである。

（浅川室長補佐）

補足として、価格点が採点割合の半分を占めており、最低価格を出したのがやはり株式会社サイボウであった。機能性やデザイン等を含めて最高点を取ったため当該業者に決定した。

（佐久間委員）

承知した。

（児玉委員長）

防火衣検討委員会を設置して、機能性やポケット等のリクエストを出していただいたというような説明があったが、株式会社サイボウはこれらのリクエスト等に対して作るという形で答えるのか。それとも商社的に答えるのか。

（浅川室長補佐）

防火衣検討委員会は消防団の役員の方に入っていただき、予算が確定してから検討委員会を立ち上げて、まず、どういった仕様にするかを決め、当室で設計を行いプロポーザルに臨んだという形になる。そのためこの検討委員会に株式会社サイボウが委員として参加しているということはない。

（児玉委員長）

順番としては、検討委員会は別途で先に行い、次にプロポーザルを行い審査して、結果として株式会社サイボウとなって契約ということか。

（千葉係長）

そのとおりである。

プロポーザルの結果を基に決定をしているが、契約を結んだ後、提案を受けた段階からさらに細かくここをこうしたい、または逆に株式会社サイボウが示す仕様では、ここはこうできる。またはできないといった話もあるので、契約後に当該業者は検討委員会

のメンバーの中には入らないけれども検討委員会との協議を行い、仕様固めと詳細部分の打合せを行った流れになる。

（児玉委員長）

承知した。

青色防犯パトロールカーの業務委託について伺うが、業務委託ということはパトロールカー自体の所有というのはどこになっているのか。

（千葉係長）

青色防犯パトロールカーは、市が車両のリースを契約しているため、市が委託する業者に渡しているという形になる。

（児玉委員長）

承知した。

（佐久間委員）

もう一度確認したいが、プロポーザル方式の消防団防火衣等購入は、プロポーザルを行って、その後に株式会社サイボウとなり、金額を詰めて予定価格を設定したということか。

（千葉係長）

金額自体は、予算という意味ではプロポーザルの段階で既に予算として、固まっている状態であり、それを上限としてその中で我々の方で設計の方を行い、検討委員会の中で予算の上限がありつつ仕様等を揉み設計している。我々の方の設計価格というのがある状態でプロポーザルをかけており、その中で、先ほど申し上げたとおり、金額を含めた提案をいただき、決定をしている。実際、契約をする際は、当然、株式会社サイボウから提案いただいた金額、当然それは設計金額に収まった金額になっていることからそれで契約を結び、仕様と金額が決まった状態でさらに細かい仕様は契約を結んだ当該事業者と詰めたという流れである。

（佐久間委員）

要は、設計金額は公表しているので、それではこの設計金額の上限でやりますよということになるのではないかと。

（千葉係長）

もちろんその設計金額、その仕様で提案をするという前提で全者そういう形になっている。

（児玉委員長）

プロポーザルは4者とも価格の提示をしているけど、それは入札とは関係ないものという扱いということか。プロポーザルの価格点が半分以上評価に反映されていると説明があったと思うが。

（高橋主幹兼課長補佐）

あらかじめ設計金額が出ており、その中で4者の業者がそれぞれ価格を入れてきて、それで価格が低いところは価格点の割合が高くなるということで、その4者の中で株式

会社サイボウがたまたま金額も一番低かったため、先ほどの説明であった価格点という割合が高くなったということだと推察する。

（佐久間委員）

そうすると株式会社サイボウが設定金額で一番安いということは、ほかの３者はもっと高いという話になり、そうすると設計金額を超えているという話になることから、当然認められないという話になるのではないか。

（千葉係長）

プロポーザルの段階での仕様の設計金額を示したプロポーザル実施要領に対して、当然、みなさん収まっているという形である。その後の株式会社サイボウで決まった状態でこちらの契約等は結んでいる。そもそも通常の随契であったり入札及び契約とは違う形であり、まず、設計金額であったり仕様というものはプロポーザルの段階で公表し、それを踏まえてみなさんに提案をいただき、当然その金額内で提案をいただいている。その中で価格点というものがあるので、結果的には安い業者であった当該事業者に点数がついたもので、元々入札にしなかった理由は、やはり消防団の方が使うというところで、機能的な面を考慮しなければならない。ただ、価格を度外視というのもなかなか難しいところであったため、そういったことを含めて配分を決め、提案に対して採点を行ったという形である。

（佐久間委員）

少し普通には理解できないが、株式会社サイボウがもちろん色々な提案をしてきて、金額はこの金額であった。株式会社サイボウが一番低かったがそれと予定価格が一致しているということになるということやはり、ほかのプレゼンをした４者が高かったというふうにどうしても見てしまうがそうではないということか。

（中島主任）

佐久間委員の理解が得られない部分は、プロポーザル実施状況シートの予定価格と設計金額が抽出案件説明書と同額であり、参加者が４者いるのだから設計金額がこのときと変わってないのかどうなのかという点であると推察するが、実際、今回のプロポーザルを実施するにあたってもう少し大きい金額で予算を持っており、参考見積というような形で出てきたものが価格点として反映され、総合的に勘案し優先交渉権者として株式会社サイボウが決まった後、市と当該事業者で仕様の詰めを行い、再度、積算して、契約のため見積もり合わせを行ったところ予定価格に対する見積金額が１００％となったというものである。

（佐久間委員）

最後にもう一度仕様の詰めて、簡単に言うと設計金額を見直したという理解でよいか。

（中島主任）

最終的には見積もりと同じものになるという形で、それが優先交渉権者を決めたということだと推察する。

（佐久間委員）

承知した。

(案件に対する監視委員会からの意見)
意見なし

案件名：朝霞中央公園野球場防球ネット設置工事
朝霞市放課後子ども教室運営業務委託
※2件で一括案件とする。
(担当課：生涯学習・スポーツ課)

入札に関する事項について、事務局から説明。
業務内容について、担当課から説明。
随意契約に関する事項及び業務内容について、担当課から説明。

(長瀬委員)

朝霞中央公園野球場防球ネット設置工事について、太陽スポーツ施設株式会社は、入札に参加しているけれども資格がなかったということで、高富産業株式会社が落札者となったという話であったが、資格の不備という基本的な要件は事前に確認をするものではないのか。

(中島主任)

本案件の告示書に参加資格を記載しており、名簿登載業種、とび土工のその他工事というものを有していることと定めている。朝霞市では、事後審査型条件付一般競争を採用しており、落札候補者になった1者が参加資格を満たしているかどうか審査をして満たしていれば、その者が落札者になるという形でやっている。今、委員から指摘のあった事前にできないのかということについては、今回の案件で事前に行う場合、入札に参加した8者全てを審査し、審査が通った者に設計図書を開示し、応札に進んでいただくというようなやり方になるが、この方法は、発注者と受注者の双方の事務量が増加し煩雑になってしまうため、一番目の者だけ審査するというやり方をしている。

(高橋主幹兼課長補佐)

今回、太陽スポーツ施設株式会社が資格なしとなっているが、とび・土工事業の登録はあったものの、その他工事ではなく外構工事で登録されていたため、今回の資格要件なしということで、次点の高富産業株式会社が資格要件を満たしていたため、高富産業株式会社が落札したということになっている。

(長瀬委員)

承知した。事務の効率化の観点からという理解でよいか。

(中島主任)

そのとおりである。

(佐久間委員)

基本的なことを伺うが、入札経過及び結果表の一番下の備考欄にくじにより落札者を決定と記載されているがこれはどういうことか。

(中島主任)

電子入札システムによってあらかじめ業者がくじ番号を3桁入力した上で応札をしている。落札決定をする際に、くじによる決定という選択をして開札をすると自動的に電子くじが開封されて序列がつくものである。

(佐久間委員)

8者に対してくじをしたということか。

(中島主任)

同額であった2者に対してのみ行った。

(佐久間委員)

適用欄に未受領と記載があるが、これはどういう意味か。

(中島主任)

一般競争入札は、まず、参加申請期間というものがあり、いわゆる手を挙げる期間というものを設定している。こちらを開札日の4営業日前に設定しており、この日までに参加の意思表示を示していただいている。けれども、その後応札期限までに入札または辞退の届出を出さなかった場合、未受領としている。

(佐久間委員)

それでは実質的には2番目と3番目の業者で決定したという話か。ほかは辞退と最低制限価格未満ということで、太陽スポーツ施設株式会社と落札した高富産業株式会社の2者でくじにより決定したと、実質的にはそういうことか。

(中島主任)

そのとおりである。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

事前に調査及び設計業務を別で委託しているということだが、設計をする業者とこの工事を施工する業者は別々の業者になるものか。別々であると色々と難しいことが出てきそうな気がするが。

(秋山係長)

この設計業務については、現地調査と設計業務を委託したということで、工事とは別契約として令和5年度に発注している。これは、どちらかというと現地の調査や設計など現場作業というよりか工事のための図面や設計書の作成が主な業務となっているため、どちらの業者も種類が少し違う部分があり、また、こちらの委託業務の成果品を基に、今回の防球ネット設置工事の入札を行い、実際に工事を施工できる土木業者が落札をしたという形であるため、基本的に図面や設計書を見て工事ができるような形で、発注をしているため、業者が違うということに関しては、特に問題はないものと考えている。

(児玉委員長)

承知した。

(佐久間委員)

朝霞市放課後子ども教室運営業務委託について、前と同じような質問であるが、こちらでもプロポーザル方式によって選定したということで、プロポーザル方式等実施状況シートを見ると、参加業者が4者いるため、それぞれ4者が提案を行い、このNPOの三楽の提案が一番良かったので、そこで見積もり合わせをしたということか。

(荒井係長)

こちらについても先ほどと同様に、まず、手を挙げた業者が4者であった。その後、実際の学校の現場を見ていただき、提案書が最終的に1者から提出されたということである。

(佐久間委員)

承知した。

落札率が97.87%ということで、基本的には設定した価格等がそのまま一番札のNPOの三楽が提案した金額とは違ったということか。つまり落札率が100%ではないということは事前に予定価格を決めていたということか。

(高橋課長補佐)

予定価格については、参考見積を予算計上の際に取り、それを基に決定している。プロポーザルの際には、開催日数や対象児童数など色々な条件を設定しているため、それに基づいて見積もりがなされたものと考えている。

(佐久間委員)

承知した。

(長瀬委員)

今回のこの業務ということではなく全体について何うが、今回は第六小学校と第八小学校についてということであるが、そのほかの小学校は既に実施しているのか。それとも初めてこのような子ども教室を第六小学校と第八小学校で始めるということなのか。今までの色々な経験があったりするのか。また、委託業者は、NPO山楽以外にも別の業者が入っていて、全体として多くの学校で様々な業者が行っているかなどその辺りの全体的なところ教えてほしい。

(高橋課長補佐)

本市で放課後子ども教室を平日の放課後や長期休業期間中に実施するのは今年度が初めてである。

全10校の小学校うち2校で開始したものである。また、委託を依頼した事業者については、朝霞市内で民間学童、放課後児童クラブの運営に携わっている事業者であり、朝霞市以外でも、多数の市町村で同様な事業を運営している事業者である。

(長瀬委員)

そうすると今年から今回の2校で始まったということで、何か始めることになった原因はあるのか。必要性があるからということだと思うが理由というか経緯を教えていた

だきたい。

（高橋課長補佐）

朝霞地区の4市のうち新座市・志木市・和光市では既に全校でこの放課後子ども教室を行っている。本市は、放課後児童クラブの設置による保育の提供を優先的に進めてきたことにより、待機児童が発生している状況の中、要望が多数あり、また、学校の空き教室を確保することができたため、今回2校で始めることとなった。

（長瀬委員）

承知した。

（佐久間委員）

学童と児童クラブ、子供教室は何が違うのか。

（高橋課長補佐）

まず、第1に民間学童、放課後児童クラブに入るには、保護者の就労要件がある。放課後子ども教室についてはそういった要件はない。また、利用料は、放課後児童クラブの方は毎月1万円程度で、放課後子ども教室の方は年間2,000円である。このほかに、放課後児童クラブの方は保育を目的としており、放課後子ども教室については見守りを行い子供たちが自由に過ごしてもらうための居場所を提供しているという事業になる。

（佐久間委員）

承知した。

（児玉委員長）

運営に関する知識や経験のある専門性を持つ事業者を選定するためとあるが、このような事業者は何者ぐらいあるのか伺いたい。

（高橋課長補佐）

市内の民間学童を行っている事業者は2～3者程度ある。また、近隣の放課後子ども教室を行っている事業者についても把握している事業者は3者程度ある。和光市では社会福祉協議会やコープ系列のワーカーズコープなどが挙げられる。他の自治体もかなり力を入れ始めているため多くの事業者がいると推察する。

（児玉委員長）

承知した。

第六小学校と第八小学校が始まり、今後も広めていくのかなと思うが、今後も随意契約で広めていく方向性なのか伺いたい。

（高橋課長補佐）

今後については未定であるが、拡充をする際は、随意契約も含めて検討しなければならないと考えている。

（児玉委員長）

承知した。

(案件に対する監視委員会からの意見)
意見なし

【議第２ 入札及び契約手続きの運用状況の報告について】

入札及び契約手続きの運用状況について、事務局から報告

(佐久間委員)

辞退理由の集計結果について、先ほど案件である朝霞中央公園野球場防球ネット設置工事の辞退者の３者について記載がないようだが。

(中島主任)

防球ネットの工事については、電子入札で行っており、辞退理由の集計を行っている案件は、辞退届の様式を設定している郵便入札で行ったものだけであるため記載していない。電子入札は、辞退の理由を記載する欄がなく、仮に集計する場合は、１件１件業者に確認しなければならず能動的に収集することが困難であるため収集してない。

(佐久間委員)

ネットだとできないということだが、なぜ記載するところを作らなかったのか。

(中島主任)

埼玉県共同入札のシステムを使っており、元々のパッケージがないものであると推察する。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

④のところは次から除外するような話でしたけどこれは何か。

(中島主任)

④の理由が、「業務対象外」つまり自社ではできないということであるため、同じ案件の入札をする際には、その業者を次回指名することがないようにするということである。

(佐久間委員)

今の辞退理由の２月２０日の特別徴収税額通知書について、その前のページで入札不成立になっているが、ここの辞退者数３者あり、辞退の理由が「手持ち工事が多い」というのはどういうことか。工事をやっているからこの事務ができないということか。

(中島主任)

この集計表では省略して記載しており、正しくは「手持ち工事（業務）が多い」であって様式としては併記しているものになる。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

令和6年下半期の何か特徴的なこととか何かあるか。漠然とした質問で申し訳ないが、いつもとそんなに変わらないとか。

(佐久間委員)

受注者地域別件数の集計について感想を述べると、市内、準市内、県内、県外のうち、準市内の新座市・志木市・和光市内にある業者の落札率が1番高いようで、そちらの業者の方が市内の業者の方より高い金額で落札しており、もちろん設計金額は出ているので、高い金額で落札しているということなのかなという印象を受けた。

(丸山課長)

これは下半期の集計結果であるが、令和6年度の年間集計結果だと準市内は落札率92.2%であり、市内は92.9%となる。

(佐久間委員)

下がるのか。

(丸山課長)

たまたま下半期の落札率は高かったのではないかというところではあるが、例年、極端に準市内の業者の落札率が高いという傾向ではなくて、逆に極端に低いときもあり、令和5年度では年間を通して落札率が87.6%であったという年もあるため、入札する案件によるのだと推察する。

(佐久間委員)

承知した。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

【議題3 次回の会議等について】

- ・開催予定日：令和8年2月3日(火)
- ・次回の審議案件の抽出：長瀬委員

(児玉委員長)

本日の会議は、以上とする。